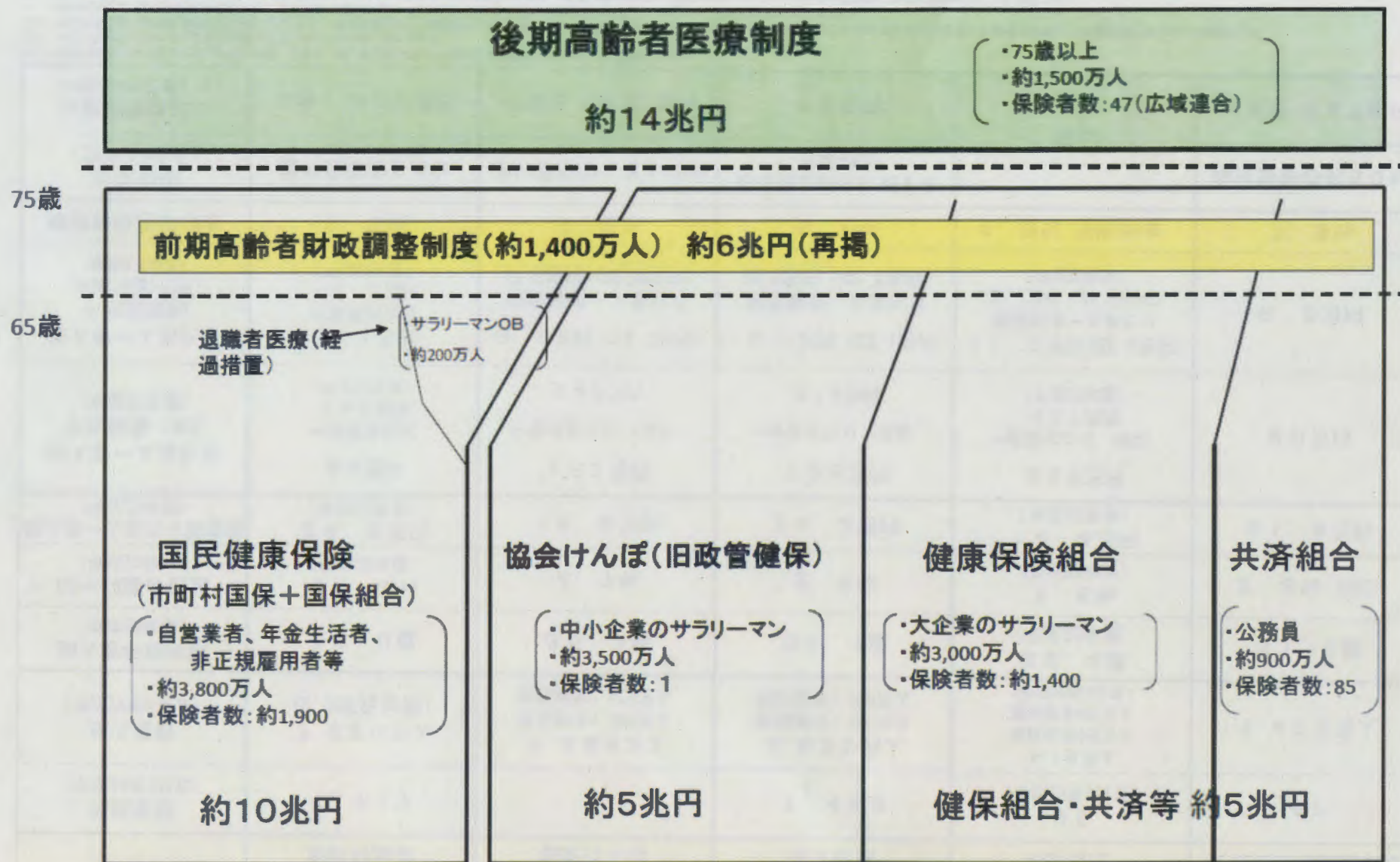


国民健康保険制度の現状と課題

「厚生労働省資料」より

【医療保険制度の体系】



※1 加入者数・保険者数は、平成24年3月末の数値(速報値)

※2 金額は平成25年度予算ベースの給付費

各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成24年3月末)	1,717	1	1,443	85 (平成23年3月末)	47
加入者数 (平成24年3月末)	3,520万人 (2,036万世帯)	3,488万人 被保険者1,963万人 被扶養者1,525万人	2,950万人 被保険者1,555万人 被扶養者1,395万人	919万人 被保険者452万人 被扶養者467万人 (平成23年3月末)	1,473万人
加入者平均年齢 (平成23年度)	50.0歳	36.3歳	34.1歳	33.4歳 (平成22年度)	81.9歳
65~74歳の割合 (平成23年度)	31.3% (平成22年度)	4.7%	2.5%	1.6% (平成22年度)	2.8% (※2)
加入者一人当たり医療費 (平成23年度)	29.9万円 (平成22年度)	15.9万円	14.2万円	14.4万円 (平成22年度)	91.8万円
加入者一人当たり 平均所得 (※3) (平成23年度)	84万円 一世帯あたり 145万円 (平成22年度)	137万円 一世帯あたり (※4) 242万円	198万円 一世帯当たり (※4) 374万円	229万円 一世帯当たり (※4) 467万円 (平成22年度)	80万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成23年度) (※5) (事業主負担)	8.1万円 一世帯あたり 14.2万円 (平成22年度)	9.9万円 <19.7万円> 被保険者一人あたり 17.5万円 <35.0万円>	10.0万円 <22.1万円> 被保険者一人あたり 18.8万円 <41.7万円>	11.2万円 <22.4万円> 被保険者一人あたり 22.7万円 <45.5万円> (平成22年度)	6.3万円
保険料負担率 (※6)	9.7%	7.2%	5.0%	4.9% (平成22年度)	7.9%
公費負担 (定率分のみ)	給付費等の50%	給付費等の16.4%	財政窮迫組合に対する 定額補助	なし	給付費等の約50%
公費負担額 (※7) (平成25年度予算ベース)	3兆4,392億円	1兆2,186億円	15億円		6兆5,347億円

(※1) 市町村国保の加入者数、加入者平均年齢、協会けんぽ、組合健保及び後期高齢者医療制度については速報値である。

(※2) 一定の障害の状態にある者の広域連合の認定を受けた者の割合である。

(※3) 市町村国保及び後期高齢者医療制度においては、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたもの。市町村国保は「国民健康保険実施調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」によるもので、それぞれ前年の所得である。

協会けんぽ、組合健保、共済組合については「加入者一人あたり保険料の賦課対象となる額」(標準報酬総額を加入者数で割ったもの)から給与所得控除に相当する額を除いた参考値である。

(※4) 被保険者一人あたりの金額を表す。

(※5) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

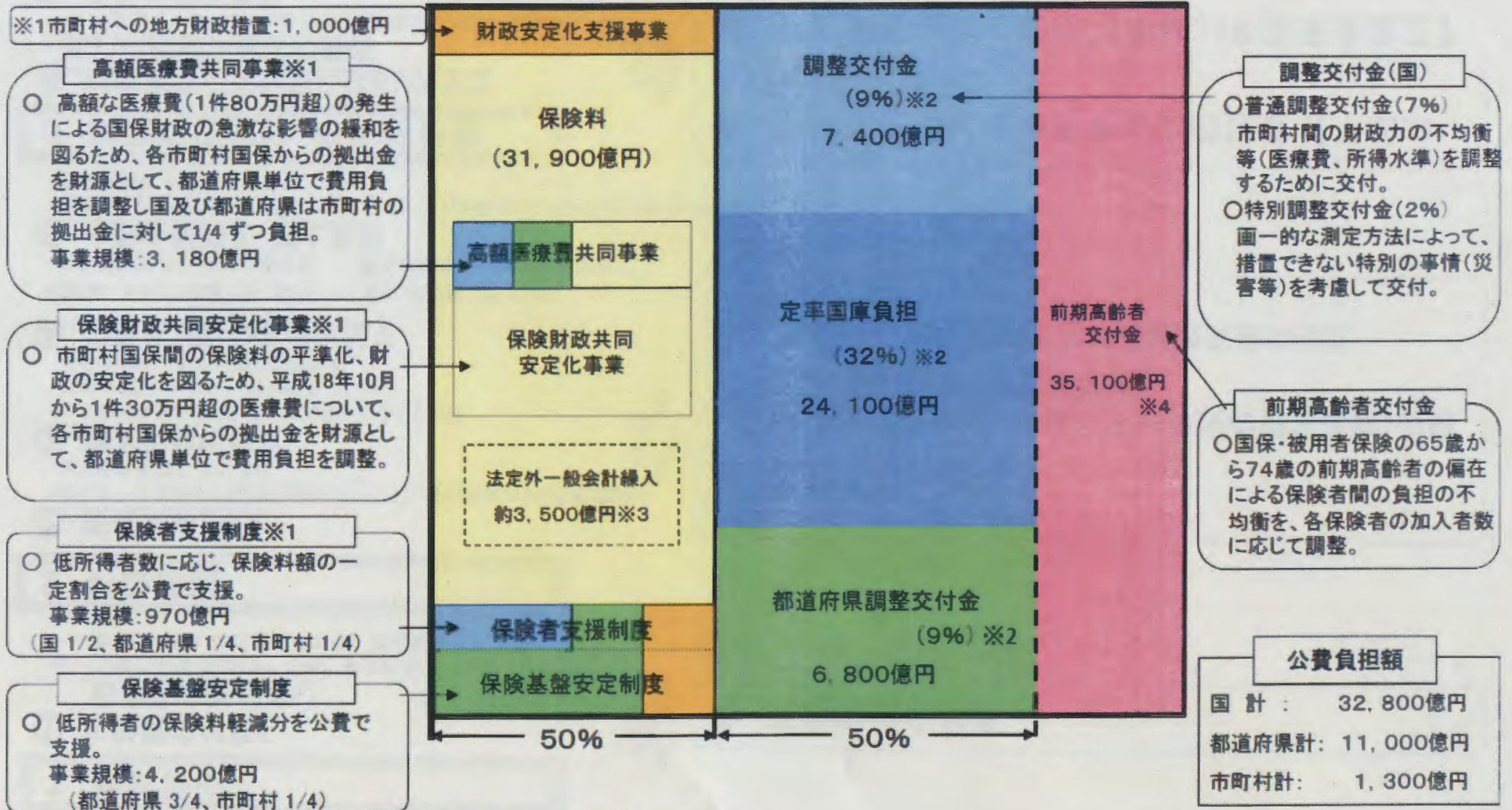
(※6) 保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。

(※7) 介護納付金及び特定療養・特定保健指導、保険料軽減分等に対する負担金・補助金は含まれていない。

国保財政の現状

医療給付費等総額:約113,000億円

(25年度 予算案ベース)



※1 平成22年度から平成26年度まで暫定措置。平成27年度以降恒久化。

※2 それぞれ給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある。

※3 平成23年度決算(速報値)における決算補填等の目的の額 ※4 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる。

市町村国保の構造的な問題への対応の枠組み

1. 年齢構成

① 年齢構成が高く、 医療費水準が高い

- ・65～74歳の割合: 国保(31.3%)、健保組合(2.6%)
- ・一人あたり医療費: 国保(29.9万円)、健保組合(13.8万円)

● 高齢者医療制度

2. 財政基盤

② 所得水準が低い

- ・加入者一人当たり平均所得: 国保(84万円)、健保組合(195万円(推計))
- ・無所得世帯割合: 23.4%

③ 保険料負担が重い

- ・加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得
市町村国保(9.7%)、健保組合(4.8%)
- ※健保は本人負担分のみ推計値

④ 保険料(税)の収納率低下

- ・収納率: 平成11年度 91.38% → 平成23年度 89.39%
- ・最高収納率: 94.60%(島根県) ・最低収納率: 85.32%(東京都)

⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・市町村による法定外繰入額: 約3,900億円 うち決算補てん等の目的: 約3,500億円
- 繰上充用額: 約1,500億円

● 財政基盤の強化

- ① 財政基盤強化策(平成22～25年度の暫定措置)の恒久化【平成24年国保法改正】
- ② 低所得者の保険料に対する財政支援の強化

3. 財政の安定性・市町村格差

⑥ 財政運営が不安定になるリスクの 高い小規模保険者の存在

- ・1717保険者中3000人未満の小規模保険者 422 (全体の1/4)

⑦ 市町村間の格差

- ・一人あたり医療費の都道府県内格差 最大: 2.6倍(沖縄県) 最小: 1.2倍(富山県)
- ・一人あたり所得の都道府県内格差 最大: 6.5倍(秋田県) 最小: 1.3倍(富山県)
- ・一人あたり保険料の都道府県内格差 最大: 2.8倍(長野県) 最小: 1.3倍(富山県)

● 財政運営の都道府県単位化の推進【平成24年国保法改正】

● 財政調整機能の強化【平成24年国保法改正】

国民健康保険法の一部を改正する法律の概要(イメージ) (平成24年4月5日成立)

(1) 財政基盤強化策の恒久化

市町村国保の安定的な運営を確保するため、平成22年度から平成25年度までの暫定措置となっている市町村国保の「**財政基盤強化策**」(公費2,000億円)を恒久化する。

※ 財政基盤強化策として、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じた、市町村に対する財政支援や、高額医療費に関する市町村に対する財政支援を行っている。

(2) 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業について、平成27年度から、**事業対象を全ての医療費に拡大し、財政運営の都道府県単位化を推進する。**

※ 現在、1件30万円を超える医療費について、都道府県内の全市町村が被保険者数と医療費実績に応じて共同で負担。

(3) 財政調整機能の強化

都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、平成24年度から、都道府県調整交付金を給付費等の**7%から9%**に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を**34%から32%**とする。

※ 都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情への対応のために交付。

(4) その他

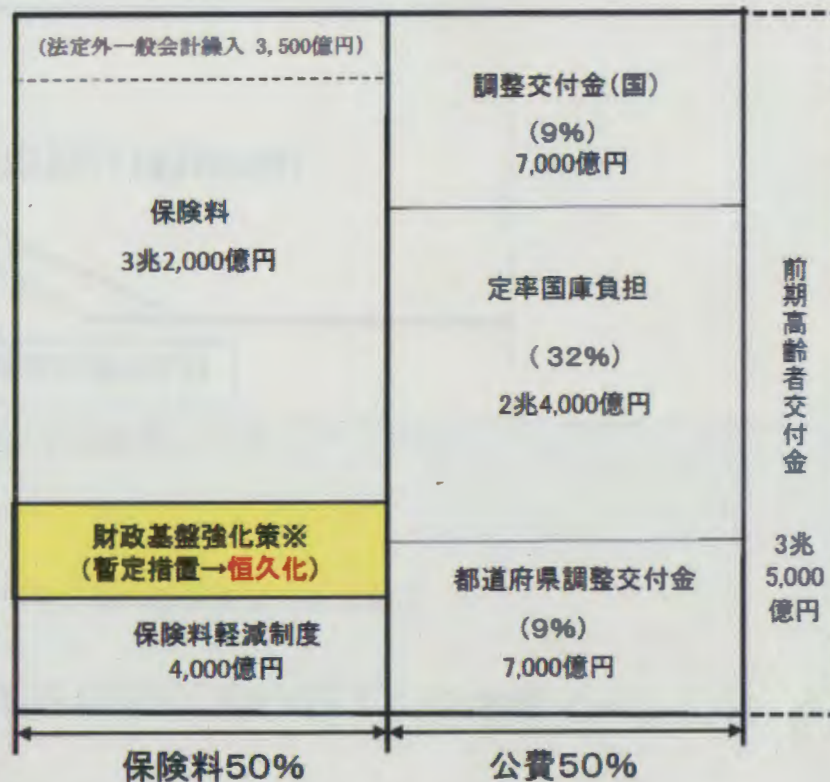
財政基盤強化策の恒久化までの間、暫定措置を1年間(平成26年度まで)延長する等、所要の措置を講ずる。

施行期日(適用日)

- (1)、(2) 平成27年4月1日
- (3)、(4) 平成24年4月1日

国保財政のイメージ

医療給付費等総額: 約11兆3,000億円
(25年度予算ベース)



※財政基盤強化策には、恒久化する上記の公費3,000億円のほか、財政安定化支援のため地財措置(1,000億円)がある。

※法定外一般会計繰入は平成23年度決算(速報値)ベース。

市町村国保の低所得者に対する財政支援の強化（2,200億円）

- ◎ 低所得者保険料軽減の拡充や保険者支援制度の拡充により、財政基盤を強化する。
 （～2,200億円程度、税制抜本改革とともに実施。）

《「国保に関する国と地方の協議」提出資料より》

1. 低所得者保険料軽減の拡大（500億円程度）

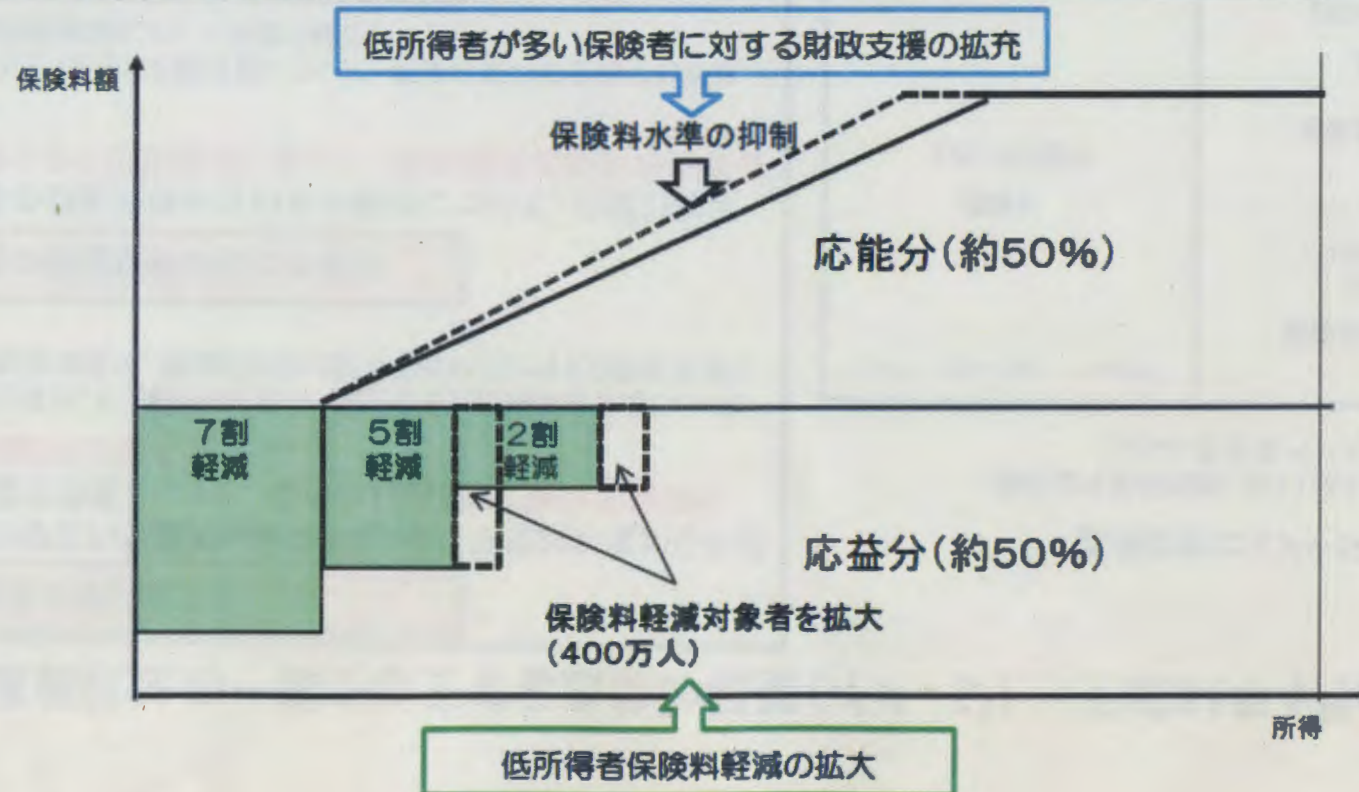
- ・ 5割軽減・2割軽減世帯の基準額の引上げ（さらに保険料が軽減される者：約400万人）*27年度ベース

☆5割軽減対象者 年収147万円以下 → 178万円以下

☆2割軽減対象者 年収223万円以下 → 266万円以下（※いずれも、夫婦、子1人で夫の給与収入のみの場合）

2. 保険者支援制度の拡充（1,700億円程度）

- ・ 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充
- ・ 保険料水準全体を抑制する効果（対象者：全被保険者（3,500万人））*27年度ベース



国民健康保険制度に関するスケジュール

平成25年度		平成26年度		平成27年度	
上半期 (4～9月)	下半期 (10～3月)	上半期 (4～9月)	下半期 (10～3月)	上半期 (4～9月)	下半期 (10～3月)
	消費税引き上げ ▲ (5% → 8%) 26.4			消費税引き上げ ▲ (8% → 10%) 27.10	
低所得者保険料軽減や保険者支援制度の拡充（～2,200億円程度） 【政令改正・税制改正】 <消費税引き上げ時(8%又は10%)に実施>					
				27.4 施行	
				■ 保険財政共同安定化事業の対象を全医療費に拡大し、 財政運営の都道府県単位化を推進 【平成24年度国保法改正】	

特別会計	国民健康保険事業会計(事業勘定)					
	歳入			歳出		
保健福祉局 福祉部 保険年金管理課	科目	H25予算額	H24予算額	科目	H25予算額	H24予算額
	1 国民健康保険料	19,380,603	19,504,381	1 総務費	1,145,214	1,235,018
	・現年賦課分	18,238,021	18,504,381	・一般職員	629,395	664,591
	・滞納繰越分	1,142,582	1,000,000	・非常勤嘱託	57,199	66,138
	2 国民健康保険税	8,270	8,824	・事務費	458,620	504,289
	3 一部負担金	2	2	2 保険給付費	51,646,226	51,590,706
	4 使用料及び手数料	11	11	・療養給付費	44,975,759	44,855,038
	5 国庫支出金	14,963,008	17,053,284	・療養費	596,506	607,784
	6 療養給付費等交付金	3,370,153	2,966,615	・高額療養費	5,529,835	5,590,116
	7 前期高齢者交付金	20,631,659	18,143,243	・審査支払手数料	95,358	97,131
	8 県支出金	3,978,221	3,366,285	・その他給付費	448,768	440,637
	9 共同事業交付金	9,214,305	7,762,045	3 後期高齢者支援金等	10,367,756	10,036,006
	10 財産収入	2,405	198	4 前期高齢者納付金等	12,964	21,050
	11 繰入金	6,273,801	6,512,800	5 老人保健拠出金	458	1,744
	① 一般会計繰入金	6,273,800	6,312,800	6 介護納付金	4,337,722	3,895,667
	・基盤安定(軽減)	2,052,613	2,015,780	7 共同事業拠出金	9,244,926	7,906,406
	・基盤安定(支援)	450,085	424,133	8 保健事業費	562,148	569,019
	・職員給与費等	1,144,426	1,234,495	① 特定健康診査等事業費	478,648	482,750
	・出産育児一時金	255,983	243,600	② 保健事業費	83,500	86,269
	・財政安定化	306,281	330,380	9 基金積立金	2,405	198
	・その他	2,064,412	2,064,412	10 公債費	2,000	2,000
	② 基金繰入金	1	200,000	11 諸支出金	109,451	74,186
	12 繰越金	2	2	12 予備費	516,730	70,000
	13 諸収入	125,560	84,310			
	合計	77,948,000	75,402,000	合計	77,948,000	75,402,000
主な事業の内容						
【歳入】						
	1 国民健康保険料	19,380,603			被保険者数	
	・保険料率				193,900人	
	医療分	所得割率	均等割額	平等割額	世帯数	
	後期高齢者支援金分	6.7%	28,000円	22,200円	113,400世帯	
	介護分	2.5%	9,800円	7,600円		
		2.7%	19,000円	—		
	・予定収納率					
	現年賦課分	86.7%				
	滞納繰越分	17.85%				
	5 国庫支出金	14,963,008				
	・療養給付費等負担金					
	保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金に要する経費の32%の負担金					
	・普通調整交付金					
	保険者の財政事情等により配分される交付金					
	(保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金に要する経費の7%)					
	・特別調整交付金					
	保険者の国保運営体制等により不定率で配分される交付金					
	(保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金に要する経費の2%)					

7 前期高齢者交付金	20,631,659
国保・被用者保険等の間的前期高齢者の医療費負担の不均衡を調整するための交付金	
8 県支出金	3,978,221
・財政調整交付金 保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金に要する経費の8%の交付金	
・財政調整交付金(特別分) 保険者の財政事情等により配分される交付金 (保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金に要する経費の1%)	
9 共同事業交付金	9,214,305
・高額医療費共同事業交付金 県内市町の拠出による共同事業で、1件あたり80万円を超える高額医療費を対象とする交付金	
○ 保険財政共同安定化事業交付金	
県内市町の拠出による共同事業で、1件あたり10万円以上80万円以下の医療費を対象とする交付金 ※平成25年度より1件あたり30万円以上80万円以下から10万円以上80万円以下へ対象を拡大	
11 繰入金	6,273,801
・一般会計繰入金 法定分:基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、 法定分:財政安定化支援事業繰入金 法定外分:その他繰入金(財政補填的)	

【歳出】

1 総務費	1,145,214
国民健康保険事業運営に係る職員の人件費、国民健康保険料の賦課徴収及び滞納処分に関する事務費等	
2 保険給付費	51,646,226
・療養給付費 被保険者の療養の給付保険者負担額	
・療養費 緊急やむを得ない事情等により療養の給付を受けられなかった場合に補完的措置として行うもの	
・高額療養費 療養に要した費用が著しく高額であるときに支給するもの	
3 後期高齢者支援金等	10,367,756
後期高齢者医療制度の運営のため、保険者の拠出金を社会保険診療報酬支払基金に納付し、後期高齢者医療給付に要する経費を負担するもの	
6 介護納付金	4,337,722
介護保険事業の運営のため、被保険者のうち40歳から64歳までの介護第2号被保険者に係る納付金を社会保険診療報酬支払基金に納付し、介護保険給付に要する経費を負担するもの	
7 共同事業拠出金	9,244,926
・高額医療費拠出金 県内市町の拠出による共同事業で、1件あたり80万円を超える高額医療費を対象とする拠出金	
○ 保険財政共同安定化事業拠出金	
県内市町の拠出による共同事業で、1件あたり10万円以上80万円以下の医療費を対象とする拠出金 ※平成25年度より1件あたり30万円以上80万円以下から10万円以上80万円以下へ対象を拡大	
8 保健事業費	562,148
・特定健診事業費 40歳から74歳の国保加入者に対して、生活習慣病の予防と健康の維持増進を目的として実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用 予定受診率30%	

平成25年度 国民健康保険料確定賦課状況

(単位:円)

	全体			医療分			
	平成25年度	平成24年度	差	平成25年度	平成24年度	差	
調定世帯数(世帯)	115,574	117,087	△ 1,513	115,574	117,087	△ 1,513	
調定被保険者数(人)	193,060	198,697	△ 5,637	193,060	198,697	△ 5,637	
市民税課税標準額	136,600,891,928	138,539,987,217	△ 1,939,095,289	136,600,891,928	138,539,987,217	△ 1,939,095,289	
算出額	所得割額	14,150,153,461	14,367,028,162	△ 216,874,701	9,094,242,757	9,199,510,475	△ 105,267,718
	応能割計	14,150,153,461	14,367,028,162	△ 216,874,701	9,094,242,757	9,199,510,475	△ 105,267,718
	均等割額	8,505,245,659	8,772,326,944	△ 267,081,285	5,365,268,304	5,507,361,338	△ 142,093,034
	平等割額	3,238,039,232	3,258,151,205	△ 20,111,973	2,412,232,012	2,427,214,800	△ 14,982,788
	応益割計	11,743,284,891	12,030,478,149	△ 287,193,258	7,777,500,316	7,934,576,138	△ 157,075,822
	合計	25,893,438,352	26,397,506,311	△ 504,067,959	16,871,743,073	17,134,086,613	△ 262,343,540
控除額	7割軽減	1,554,157,944	1,564,299,673	△ 10,141,729	1,041,131,338	1,044,462,433	△ 3,331,095
	(件数)	26,364	26,443	△ 79	26,364	26,443	△ 79
	5割軽減	268,598,843	269,742,964	△ 1,144,121	179,172,116	179,109,517	62,599
	(件数)	4,365	4,372	△ 7	4,365	4,372	△ 7
	2割軽減	260,075,754	260,463,174	△ 387,420	175,815,680	174,986,052	829,628
	(件数)	13,192	12,975	217	13,192	12,975	217
	1割減額	92,212,772	95,285,068	△ 3,072,296	61,967,158	63,805,798	△ 1,838,640
	(件数)	8,476	8,661	△ 185	8,476	8,661	△ 185
	計	2,175,045,313	2,189,790,879	△ 14,745,566	1,458,086,292	1,462,363,800	△ 4,277,508
	(件数)	52,397	52,451	△ 54	52,397	52,451	△ 54
限度超過額	2,561,339,197	2,497,589,907	63,749,290	1,382,029,935	1,325,315,520	56,714,415	
(件数)	6,918	7,147	△ 229	3,132	3,201	△ 69	
緩和額	17,633,828	21,068,281	△ 3,434,453	13,051,914	15,538,553	△ 2,486,639	
端数	11,147,613	11,288,696	△ 141,083	5,297,188	5,249,040	48,148	
控除額計	4,765,165,951	4,719,737,763	45,428,188	2,858,465,329	2,808,466,913	49,998,416	
調定額	21,128,272,401	21,677,768,548	△ 549,496,147	14,013,277,744	14,325,619,700	△ 312,341,956	
1世帯当たり保険料	182,812	185,142	△ 2,330	121,249	122,350	△ 1,101	
1人当たり保険料	109,439	109,100	339	72,585	72,098	487	

所得割(%)	6.7	6.7	0.0
均等割(円)	28,000	28,000	0
平等割(円)	22,200	22,200	0
賦課限度額(円)	510,000	510,000	0

資料 2

(単位:円)

	後期高齢者支援金分			介護分			
	平成25年度	平成24年度	差	平成25年度	平成24年度	差	
調定世帯数	115,574	117,087	△ 1,513	56,332	59,120	△ 2,788	
調定被保険者数	193,060	198,697	△ 5,637	68,054	73,003	△ 4,949	
市民税課税標準額	136,600,891,928	138,539,987,217	△ 1,939,095,289	62,996,091,706	66,285,497,370	△ 3,289,405,664	
算 出 額	所得割額	3,393,357,640	3,432,636,823	△ 39,279,183	1,662,553,064	1,734,880,864	△ 72,327,800
	応能割計	3,393,357,640	3,432,636,823	△ 39,279,183	1,662,553,064	1,734,880,864	△ 72,327,800
	均等割額	1,877,841,936	1,927,574,529	△ 49,732,593	1,262,135,419	1,337,391,077	△ 75,255,658
	平等割額	825,807,220	830,936,405	△ 5,129,185	—	—	—
	応益割計	2,703,649,156	2,758,510,934	△ 54,861,778	1,262,135,419	1,337,391,077	△ 75,255,658
	合計	6,097,006,796	6,191,147,757	△ 94,140,961	2,924,688,483	3,072,271,941	△ 147,583,458
	控 除 額	7割軽減	361,460,239	362,653,868	△ 1,193,629	151,566,367	157,183,372
(件数)		26,364	26,443	△ 79	10,984	11,313	△ 329
5割軽減		62,372,320	62,354,310	18,010	27,054,407	28,279,137	△ 1,224,730
(件数)		4,365	4,372	△ 7	2,271	2,345	△ 74
2割軽減		61,123,143	60,840,778	282,365	23,136,931	24,636,344	△ 1,499,413
(件数)		13,192	12,975	217	5,359	5,641	△ 282
1割減額		21,556,365	22,198,179	△ 641,814	8,689,249	9,281,091	△ 591,842
(件数)		8,476	8,661	△ 185	3,822	4,065	△ 243
計		506,512,067	508,047,135	△ 1,535,068	210,446,954	219,379,944	△ 8,932,990
(件数)		52,397	52,451	△ 54	22,436	23,364	△ 928
限度超過額		712,290,258	694,423,469	17,866,789	467,019,004	477,850,918	△ 10,831,914
(件数)	5,641	5,764	△ 123	4,473	4,764	△ 291	
緩和額	4,581,914	5,529,728	△ 947,814	0	0	0	
端数	4,333,242	4,423,407	△ 90,165	1,517,183	1,616,249	△ 99,066	
控除額計	1,227,717,481	1,212,423,739	15,293,742	678,983,141	698,847,111	△ 19,863,970	
調定額	4,869,289,315	4,978,724,018	△ 109,434,703	2,245,705,342	2,373,424,830	△ 127,719,488	
1世帯当たり保険料	42,131	42,522	△ 391	39,866	40,146	△ 280	
1人当たり保険料	25,222	25,057	165	32,999	32,511	488	

所得割 (%)	2.5	2.5	0.0	2.7	2.7	0.0
均等割 (円)	9,800	9,800	0	19,000	19,000	0
平等割 (円)	7,600	7,600	0	—	—	—
賦課限度額 (円)	140,000	140,000	0	120,000	120,000	0

資料 3

平成 25 年度 国民健康保険料軽減・減免状況

1 確定賦課時軽減世帯数

		平成 25 年度	平成 24 年度
調定世帯数		115,574 世帯 (100.0%)	117,087 世帯 (100.0%)
軽減内容	7 割軽減	26,364 世帯 (22.8%)	26,443 世帯 (22.6%)
	5 割軽減	4,365 世帯 (3.8%)	4,372 世帯 (3.7%)
	2 割軽減	13,192 世帯 (11.4%)	12,975 世帯 (11.1%)
	1 割減額	8,476 世帯 (7.3%)	8,661 世帯 (7.4%)
	計	52,397 世帯 (45.3%)	52,451 世帯 (44.8%)

2 第 1 期減免申請件数

(単位:件)

	葵区		駿河区		清水区		計	
	H25	H24	H25	H24	H25	H24	H25	H24
生活保護	6	6	8	6	10	4	24	16
就学援助	67	74	70	40	64	56	201	170
災害(震災以外)	2	0	0	0	1	1	3	1
災害(震災)	0	1	0	1	1	1	1	3
傷病	2	1	0	2	2	5	4	8
解雇、倒産	4	6	1	1	1	2	6	9
その他	0	5	2	3	0	0	2	8
計	81	93	81	53	79	69	241	215

平成 25 年度当初納入通知書の問合せ状況

1 期 間

平成 25 年 6 月 17 日（月）～6 月 28 日（金）

2 電話問合せ件数

問合せ内容		平成 25 年度	平成 24 年度
1	納付書が届かない	45 件	69 件
2	納付額が前年と比べて高くなった	497 件	1,246 件
3	納付額が高い	165 件	305 件
4	社会保険（後期高齢）に加入しているのに納付書が届いた	151 件	177 件
5	納付書が 2 通送られてきた	6 件	8 件
6	納付書に記載されている住所と違う住所に送付してほしい	1 件	1 件
7	簡易書留郵便について	50 件	57 件
8	その他	1,044 件	1,007 件
計		1,959 件	2,870 件

- その他
- ・ 保険料の計算方法について
 - ・ 特別徴収（普通徴収）について
 - ・ 支払方法について
 - ・ 納付義務者について
 - ・ 簡易申告について
 - ・ 療養費について